

<公法刑事法>

〔設問1〕

「二重の基準論」とは何か説明しなさい。

〔設問2〕

20**年**月、「公的行事における国旗国歌の尊重に関する法律」(以下、国旗国歌尊重法)が制定されたとする。同法律は、その前年、政府の政策に反対する政治グループが抗議の意思表示をするために日の丸を焼却するという事件が起きたことや、若者に人気の音楽グループが君が代をロック調にアレンジして演奏した曲が流行したことを受けて制定されたものである。即ち、このような風潮を快くおもわない保守的な考えをもつ人々が運動を起こして、公的行事において、国旗掲揚・国歌斉唱を厳格に求める法律が制定されることになったとする。

国旗国歌尊重法は、国や地方自治体が主催する公的行事においては、可能な限り国旗を掲揚し、国歌斉唱をおこなうべきこと、また、出席者は、国旗の方を向いて起立し、国歌を斉唱しなければならないことを規定した(罰則はなし)。また、同法制定を受けて、公的行事に出席する公務員には起立斉唱の職務命令が出されるようになり、それに従わない公務員に対しては、懲戒処分がされるようになった。

A市役所に勤めるXは、曾祖父がアジア太平洋戦争で兵士として死去したこともあって、若いころから、日本の国旗国歌である日の丸・君が代は、アジア太平洋戦争を遂行した大日本帝国の象徴であって尊重できないと考えてきた。実際、Xは、小、中、高校の入学式等においても起立斉唱したことはなかった。Xは、「国旗国歌尊重法」が要求する通りに起立斉唱をすることは、自分自身の生き方を否定することになると感じていた。

次の年のA市役所入庁式の二週間前、A市市長は、全職員に対し、式典の円滑な進行を図るため、国歌斉唱時に、国旗の方を向いて起立し斉唱するよう職務命令を出した。しかし、Xは、式典において、司会が「国歌斉唱。一同ご起立ください」とアナウンスしたにもかかわらず、黙って座っていた。ただし、Xが起立しなかったことで参加者の間に動揺が起きて式典の平穏が害されるようなことは一切なかった。市長は、職務命令違反を理由に、Xに対し、減給1か月の懲戒処分をおこなった。

Xは、職務命令の違法を主張し、処分の取消を求めて提訴した。Xの主張が認められるかどうか、憲法の観点から論じなさい。

< 民事法 >

〔設問 1〕

自転車を運転していた Y は、前方不注意で歩行者の A にぶつかり、A は転んで頭の骨を折るケガを負った。A を病院に運ぶため、すぐに救急車が呼ばれたが、病院に向かう途中で、救急車が他の自動車と衝突し、この事故により A は死亡した。A の遺族である X は Y に対してどのような請求ができるか、論じてください。

〔設問 2〕

賃貸借における「信頼関係破壊の法理」について説明してください。